

( 公 印 省 略 )

事 務 連 絡  
令和3年 3月10日

関 係 者 各位

臼杵市高齢者支援課長

## 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の 臨時的な取扱いについて（再周知）

介護保険制度の運営につきまして、日頃よりご尽力いただき、お礼を申し上げます

さて、令和2年2月18日付厚生労働省老健局老人保健課発出事務連絡で示された新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（以下「臨時的な取扱い」という。）については、令和2年3月31日付け臼杵市高齢者支援課発出事務連絡においてお知らせしたところですが、下記のとおり再度お知らせいたします。

なお、臨時的な取扱いを利用して認定期間の延長を行った対象者が再度、臨時的な取扱いを利用すること（以下「再延長」という。）について、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1 当市における臨時的な取扱いについて

介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月の期間を合算できることとします。なお、臨時的な取扱いを利用する場合であって更新申請を行う必要があります。利用にあたっての具体的な方法については、別添資料をご参照ください。

#### 2 当市における「再延長」について

臨時的な取扱いを利用し、既に12ヶ月の期間を合算している場合であっても、

再度、臨時的な取扱いを利用し新たに12ヶ月の延長をすることができることとします。

### 3 注意事項

「臨時的な取扱い」及び「再延長」については、今後、国からの通知等により、取扱いが変更となることがあります。

### 4 参考資料

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い(令和2年2月18日付厚生労働省老健局老人保健課)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(令和2年3月31日付臼杵市高齢者支援課)

#### 【本件お問合せ先】

臼杵市役所  
高齢者支援課 介護保険グループ  
担当：橘  
〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1  
TEL：0972-86-2717（直通）FAX：0972-64-0964  
E-mail:s-tachibana@city.usuki.lg.jp